

九州総合通信局 重点施策 2021

～デジタル変革で築く九州の明るい未来～



総務省 九州総合通信局

Kyushu Bureau of Telecommunications



九州総合通信局 重点施策 2021 ～デジタル変革で築く九州の明るい未来～

総務省九州総合通信局は、「デジタル変革で築く九州の明るい未来」をテーマに、次の4項目を重点施策として推進してまいります。

〔はじめに〕 (P1)

I デジタル変革による豊かな地方の創生 (P2～12)

- 1 デジタル活用による地域の活性化
- 2 地域イノベーションの創出とデジタル人材の発掘・育成
- 3 放送コンテンツによる地域の魅力の発信
- 4 地域ニーズに応える電波利用の推進

II デジタル社会を支える情報通信インフラの整備 (P13～17)

- 1 光ファイバ等のICTインフラの整備促進
- 2 5G・ローカル5Gの推進
- 3 モバイル通信環境の整備支援

III サイバー空間や情報通信サービスにおける安心・安全の確保 (P18～23)

- 1 情報セキュリティと情報リテラシーの確保
- 2 安心・安全なワイヤレス環境の確保
- 3 放送メディアの受信環境の維持・改善

IV 災害多発時代の防災・減災対策の推進 (P24～30)

- 1 情報伝達手段の多様化・多重化・高度化の推進
- 2 災害時における支援対応の強化
- 3 放送インフラの強靱化と災害からの復旧・復興支援

資料:特定信書便事業の概要 (P31)

九州総合通信局の概要と主な相談窓口 (P32)

～デジタル変革で築く九州の明るい未来～

新型コロナウイルス感染症の対策、多発する大規模な災害への対応、少子高齢化の進展への対応など、我が国が抱える課題は九州の課題でもあります。

特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、人の移動が制限され、集会や対面での活動の自粛が要請され、我々の日常は大きく変化しました。

その一方で、インターネットや情報通信技術（ICT）の利活用は大きく進展し、テレワークによる在宅勤務、ウェブ会議システムでの打ち合わせ、オンラインでの学習、リモートでの診療など、「新たな日常」を支える上で大きな役割を果たしています。

しかしながら、その中で、ブロードバンドが整備されていない地域やテレワークの導入が遅れている企業の存在、テレワークなどの「新たな日常」を狙ったサイバー攻撃の出現など新たな課題も明らかになりました。

また、社会生活におけるスマートフォンや携帯電話を利用したサービスへの依存度は、我々がこれまでに経験したことがない程大きくなっており、ひとたび大きな自然災害が発生した場合、防災行政無線やテレビ・ラジオの受信確保に加え、モバイルツールや各種通信手段の活用が不可欠になっています。

現在、九州の経済は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けていますが、「東アジアのゲートウェイ」としての役割は不変であり、ポストコロナの時代に向けて、今こそ地域の情報発信力を強化することが求められています。

「九州から日本を変える」という志を持って多くの方々が頑張っている中、5GやAI、IoTといった最新のデジタル技術を駆使すれば、九州から我が国のデジタル変革を牽引していくチャンスの時でもあります。

以上のような課題認識を踏まえつつ、総務省九州総合通信局では、このたび4つの目標を柱とする令和3年度重点施策をとりまとめました。今後、これらの施策を総合的に推進し、デジタル変革による九州の明るい未来を築いてまいります。

I デジタル変革による豊かな地方の創生

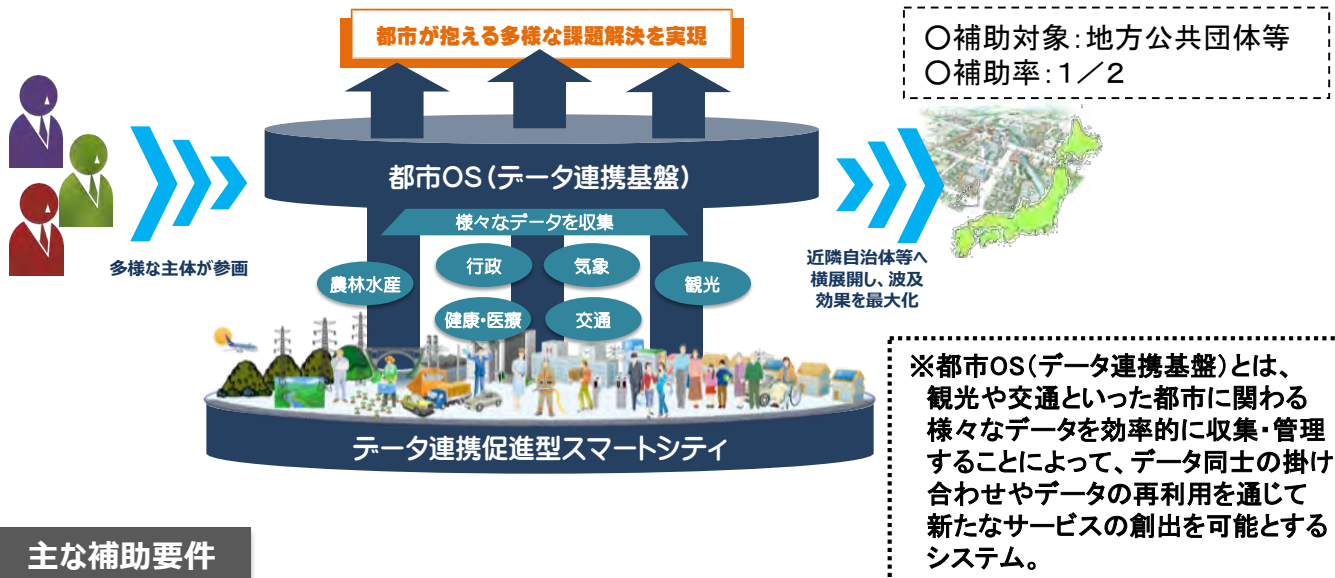
活力ある地方の実現を目指し、デジタル活用による社会経済システムの変革を推進するため、オンラインを前提とした業務や働き方改革による「新しい働き方」を促進し、オンライン利用の「新たな日常」の定着に向けて取り組めます。また、地域の課題解決に取り組む人材の育成、先進的かつ独創的な研究開発の推進、地域からのイノベーションの創出や海外への情報発信の支援を行います。併せて、地域における多様な電波利活用ニーズに応えます。

1 デジタル活用による地域の活性化

地域が抱える様々な課題解決のため、スマートシティの推進や、AI(人工知能)等を活用した業務の効率化の取組を支援します。また、新型コロナウイルス感染症対策として非対面・非接触での活動を可能とするデジタル活用の重要性が拡大していることを踏まえ、テレワークやサテライトオフィス等の導入を推進します。さらに、デジタル変革を支援する専門家の派遣や高齢者のデジタル活用支援などに取り組めます。

スマートシティの推進

地域が抱える様々な課題の解決のため、自治体DX(デジタルトランスフォーメーション)や地域社会へのIoT実装に向けた取組の支援を行うとともに、分野横断的な連携を可能とする都市OS(データ連携基盤)の導入を促進し、都市OSを活用した多様なサービスが提供されるスマートシティの構築を支援します。



主な補助要件

- 「スマートシティリファレンスアーキテクチャ」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されており、可視化されていること。
- データ連携基盤及びアプリケーションをクラウド上で構築すること。
- セキュリティ対策やプライバシー保護を遵守したものであること。【新規追加】

テレワークによる多様な働き方の推進

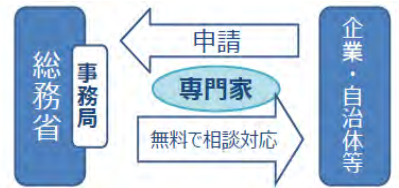
非対面・非接触という、新型コロナウイルス感染症対策に加え、働き方改革、地方活性化にも有効なテレワークの更なる推進のため、テレワークサポート・ネットワーク事業やテレワークマネージャー相談事業を活用し、セミナーやイベント等を推進していきます。

<テレワーク・サポートネットワーク事業>



地域窓口：北九州産業学術推進機構、NEXT熊本、熊本県情報サービス産業協会など

<テレワークマネージャー相談事業>



<テレワークセミナーin宮崎における(株)キャスターの講演>

(テレワーク百選 令和2年度総務大臣賞)



【担当：情報通信連携推進課 096-326-7314】

地域サテライトオフィスの整備

新たな生活様式の普及・定着が求められる中、民間では早期に整備が進みにくい地域において、テレワークを安心して行うことができる「場」のモデルとなるようなサテライトオフィス整備を行おうとする地方公共団体等を支援します。

- 1 対象事業
一定のセキュリティ水準を確保したサテライトオフィスの整備に係る事業
- 2 補助対象者
他人の用に供するサテライトオフィスの整備を行う地方公共団体
(都道府県並びに特別区、指定都市及び中核市を除く。)
又は、地方公共団体を1以上含むコンソーシアム
- 3 補助率
事業費の1/2(補助額上限2,000万円)

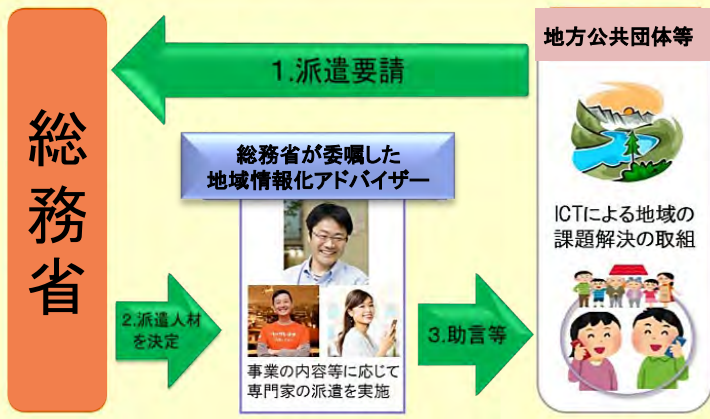


【担当：情報通信振興課 096-326-7825】

地域情報化アドバイザーの派遣

地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを利活用した取組を検討する地方公共団体等からの要請に基づき、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、助言・講演等の活動を通じて地域の情報化を促進します。

派遣の仕組み



派遣団体数



【担当：情報通信振興課 096-326-7825】

※令和2年度の派遣分野の上位3位は人材育成・活用、テレワーク、地域情報化計画・官民データ計画、オープンデータとなっている。

地域におけるデジタル活用支援の推進【新規】

「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進するため、幅広い地域の関係者と連携しながらきめ細かなデジタル活用支援に取り組みます。

国直轄の補助事業（デジタル活用支援事業）

R2年度第3次補正予算案
「デジタル活用環境構築推進事業」の一部

- ・携帯ショップや公民館などで、オンラインサービスの利用方法等を説明（令和3年度は全国1000箇所程度を想定）
- ・教材や動画の作成、「デジタル活用支援員」を育成するための研修
- ・事業用webサイトや、地方自治体との連携による周知広報

（説明・相談の例）

- ・マイナポータルやe-TAXの使い方
- ・オンラインによる診療や予約 等

連携

周知・教材・動画・研修等

地方財政措置の活用

R3年度地方財政対策における
「地域デジタル社会推進費（仮称）」を活用

（取組例）

- NPOや地域おこし協力隊など地域の幅広い関係者に対する委託等により以下の業務を実施
- ・アプリの操作、エラー発生時の対応といった住民からの日常的な相談への対応
- ・オンラインでの行政手続等の利用方法に関する出張講座の開催などのアウトリーチ型支援

※人材育成のため、国事業による研修等の受講も可能

<幅広い関係者の例>



【担当：情報通信振興課 096-326-7825】

2 地域イノベーションの創出とデジタル人材の発掘・育成

競争的資金を活用する研究開発事業などを通じて、大学や企業などによる先進的かつ斬新な技術の実用化や最先端のICT研究者の育成を支援します。また、独創的な技術課題への挑戦やICTベンチャーを目指す起業家を支援する取組を推進します。さらに、IoTなどのデジタル技術を用いて地域の身近な課題を解決する若手人材の発掘・育成に取り組みます。

Beyond 5G研究開発促進事業の推進【新規】

2030年頃の導入が見込まれ、あらゆる産業・社会の基盤になると想定される次世代無線通信技術Beyond 5G(いわゆる6G)の実現に必要な技術について、国立研究開発法人情報通信研究機構(NICT)に創設される基金を活用した競争的資金プログラムによる研究開発を推進します。



プログラム名称	概要
① Beyond 5G機能実現型プログラム	Beyond 5Gに求められる機能/技術分野ごとにプロジェクトを公募し、大規模に推進するプログラム
② Beyond 5G国際共同研究プログラム	協調可能な相手国・技術分野を定め、戦略的パートナーとの国際共同研究開発を推進するプログラム
③ Beyond 5Gシーズ創出型プログラム	多様な研究者の尖ったアイデアに基づく研究や、技術力有するスタートアップ・ベンチャーによるイノベーション型の研究開発を支援するプログラム

(研究開発テーマの例)

**【超高速・大容量】
超高周波(テラヘルツ波・ミリ波) 技術**

・電波の未開拓領域であり、超高速・大容量無線通信を可能とするテラヘルツ波等の高周波数帯を利用する技術

【2030年頃にBeyond 5Gに実装】

- 100GHz以上のテラヘルツ波利用技術
- 【2030年をまたずに5Gに実装】
- ミリ波利用技術

**【超低遅延】
伝送メディア変換技術**

・光信号と電波(無線)信号をシームレスに相互変換することで、処理遅延の最適化やネットワークの柔軟な構成を実現する技術

【2030年頃にBeyond 5Gに実装】

- テラヘルツ波と光の変換技術
- 【2030年をまたずに5Gに実装】
- ミリ波と光の変換技術

光電変換デバイス

**【超多数接続】
多数同時接続技術**

・多数のユーザ端末の大容量同時伝送を実現する多数アンテナ間の干渉制御・端末間連携技術

【2030年頃にBeyond 5Gに実装】

- 5Gの10倍程度の同時接続技術
- 【2030年をまたずに5Gに実装】
- 現状の2倍から数倍程度の同時接続技術

**【超低消費電力】
オールフォトニクス技術**

・ネットワークから端末まで光のまま伝送する技術や、チップ内に光通信技術を導入し低消費電力デバイスを実現する技術

【2030年頃にBeyond 5Gに実装】

- コアネットワークから端末まで光のまま伝送する技術
- 【2030年をまたずに5Gに実装】
- 光スイッチ等一部の光技術

集積型受光素子 マルチコア光ファイバ 並列光スイッチ

**【超安全・信頼性確保】
量子暗号通信技術**

・暗号鍵を光子(光の粒子)に乗せて伝送することで、理論上盗聴が不可能なセキュアな通信を実現する技術

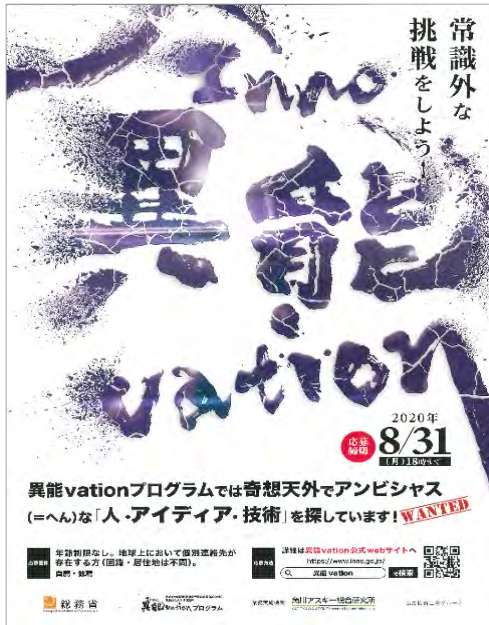
【2030年頃にBeyond 5Gに実装】

- ネットワーク全体の量子暗号技術
- 【2030年をまたずに5Gに実装】
- 限定的な地点間の量子暗号技術

量子通信

独創的な技術課題への挑戦やICT起業家などを支援

「異能vationプログラム」により、ICT分野において既存の常識にとらわれない独創的な技術課題への挑戦を支援します。また、「九州ICTビジネスプラン発表会」などを通じて、ICTの利活用による起業を目指す学生や社会人の発掘・育成、新たなビジネスモデルの創出・支援を行います。



異能vationプログラム

- ◆破壊的な挑戦部門
ICT分野において破壊的価値を創造する、奇想天外でアンビシャスな技術課題への挑戦を支援。
- ◆ジェネレーションアワード部門
「ちょっとした独自のアイデア、こだわりの技術やモノ、自らが発見した実現したい何か」などを協力協賛企業グループが表彰。

OPEN異能vation2020 (サテライト会場)



純真学園大(福岡)



N高(福岡)

【担当: 情報通信連携推進課 096-326-7314】

デジタル変革へのイベントなどの支援

新しい生活様式を可能とするデジタル活用を更に推進するため、クラウドサービスの活用や統一QRコード決済(JPQR)の普及促進、多言語音声翻訳技術の活用など、デジタル変革への支援に取り組みます。

<全国中小企業クラウド実践大賞 福岡大会プレゼン風景>



<JPQR普及促進>



JPQRホームページ
<https://jpqr-start.jp/>

<多言語音声翻訳アプリ VoiceTra>



【担当: 情報通信連携推進課 096-326-7314】 6

ワイヤレス技術の人材育成

5GやIoTなどワイヤレス技術を用いて地域の身近な課題を解決する若手人材の発掘・育成に取り組めます。また、競争的資金を活用する無線通信分野の研究開発事業を通じて、大学や企業などによる先進的かつ斬新な技術の実用化や最先端のICT研究者の育成を支援します。

高専ワイヤレスIoTコンテスト

WiCON 2021
KOSEN Wireless IoT Contest
高専ワイヤレスIoTコンテスト2021

高専地域を変える
5G活用部門 / ワイヤレスIoT活用部門

1 募集受付期間 4/2(金)~5/10(月)
2 審査期間 5/11(火)~6/10(木)ごろ
3 採択結果の発表 6月下旬ごろ
4 実証実験 研究契約書締結後~2022年2月末まで
5 表彰審査 (プレゼン大会) 2022年3月下旬ごろ

最新情報は、
ホームページを
ご覧ください。
<https://kosen-iot-contest.jp/>

WiCON 2021
KOSEN Wireless IoT Contest

高専が地域を変える!

まっちゃんブー!
はじめましてに革命を!

音で森を見える化
~羽音センシングによる害虫防除~
目的 防除システム「TOR-net」開発
ツマアカスズメバチ

募集部門 5G活用部門 / ワイヤレスIoT活用部門
採択されたアイデアには、その実現に向け **技術実証費用(最大300万円/チーム)** を支給し高専生の活躍を後押しします。

1 募集受付期間 2021年 4/2(金)~5/10(月)
2 審査期間 2021年 5/11(火)~6/10(木)ごろ
3 採択結果の発表 2021年 6月下旬ごろ
4 実証実験 研究契約書締結後~2022年2月末まで
5 表彰審査 (プレゼン大会) 2022年 3月下旬ごろ

【令和2年度の採択校と提案概要】

高専名	提案名	課題	目的	アイデア	アピールポイント
北九州高専	まっちゃんブー! はじめましてに革命を!	懇親会イベントでの年齢や業種の壁による「話しかけられない..」や「不完全燃焼..」	コミュニケーション能力+技術(IoT)でマッチング!	キーワードとセンシングで振動通知	・話題の合う人と近づくと振動で分かる名刺ケース型デバイス開発 ・アフターコロナのコミュニケーション革命
佐世保高専	音で森を見える化 ~羽音センシングによる害虫防除~	外来種による国産種養蜂の危機	森の生態系を遠隔で把握するシステムの開発	羽音を使ったセンシング	低運用費・長距離・多デバイスの大容量通信を実現

戦略的情報通信研究開発推進事業 (SCOPE)

民間企業
大学等
その他
研究機関

プログラムの目的に
応じて提案課題

電波有効利用
促進型
研究開発
(プログラム)

採択・継続評価を経た
有望な研究開発を推進

イノベーション
創出

プログラム	フェーズ	研究開発経費	研究開発期間
先進的電波有効利用型	フェーズ I	上限500万円@課題 上限3000万円@課題(単年度) * 間接経費別途配分	1か年度 最長2か年度
	フェーズ II		
先進的電波有効利用型 (社会展開促進)	フェーズ II	上限3000万円@課題(単年度) * 間接経費別途配分	最長2か年度

3 放送コンテンツによる地域の魅力の発信

ポストコロナを見据えて、自治体、観光業、地場産業等の関係者と幅広く連携し、九州地域の魅力を海外に発信する優れた放送コンテンツの企画、制作に加え、海外展開やインターネット配信等で広く流通するよう取組を支援します。また、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通が促進されるよう、適正な製作取引の推進を図ります。

放送コンテンツの海外展開

放送コンテンツ海外展開強化事業や先進事例を紹介するセミナーの開催などを通じて、地域の魅力の海外への発信を支援します。

<放送コンテンツ海外展開強化事業>

地域コンテンツの制作力強化

- 海外との交渉・契約ノウハウの共有、人材育成
- 海外市場・ニーズの調査、深掘り



地域コンテンツの情報発信力の維持・強化

- ローカル放送局と自治体や地場産業等が協力して、海外の放送局等と地域の魅力を発信するコンテンツを制作し、海外発信する取組への補助



地域コンテンツの海外流通支援

- 国際番組見本市を通じた、放送コンテンツの海外販売支援



地域の魅力を発信する多様なコンテンツを世界に発信 日本のソフトパワー・情報発信力を維持・強化

コンテンツによる地域活性化

- ・地場産品、農産品の販路拡大
- ・外国人観光客の回復 等



ソフトパワーの強化

- ・日本文化・日本語の普及
- ・国際的なイメージの向上 等



九州における令和2年度実施事業者 ※カッコ内は対象地域

- RKBC毎日放送【シンガポール、台湾】、福岡放送【台湾】、TVQ九州放送【台湾】
- 長崎国際テレビ【タイ、ドイツ】
- テレビ熊本【台湾】
- 大分朝日放送【台湾、オーストラリア】
- 宮崎放送【台湾】、ケーブルメディアワイワイ【タイ】

＜九州における事業実施成果例＞

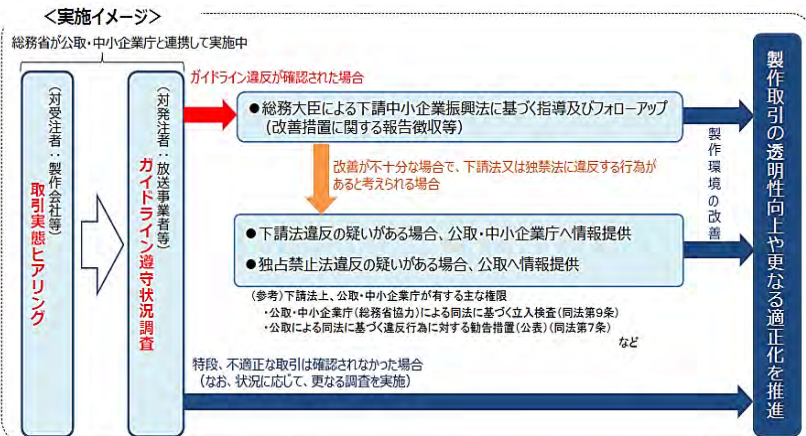
RKB毎日放送／令和元年度	長崎国際テレビ／平成30年度	大分朝日放送／平成28・29年度
<p>地場産品・農産品の販路拡大(タイ) 「TASTY FOOD JAPAN」</p> <p>タイからの留学生やタレントが日本の食材の品質・鮮度・味を体感し、その秘密を探るバラエティを放送。連動事業として、タイの日本市場にて、福岡県フェア・鹿児島県垂水市フェアを開催。</p> <p>番組で取り上げた福岡県産の鮮魚、博多万能ねぎ、紅たで、鹿児島県産のカンパチ、さつまいものタイへの輸出を実現。タイに初めて輸出したカンパチについても継続的な輸出が決定。</p> 	<p>放送と連動して、SNS等を活用(タイ) 「Make Awake “Travel Story”」</p> <p>タイの地上波Workpointの人気番組の長崎編として、タイ人タレントが長崎の各地を巡る番組を放送。 約1,745万人の現地放送局のLINEフォロワー、約1,484万人の番組公式facebookフォロワー向けに番組PRを投稿。</p> <p>番組関連ソーシャルPRでは、リーチ総数が3,200万人超え。</p> 	<p>国内企業からの協賛による自主事業(台湾・香港) 「GENKI f u ! ! KYUSHU」</p> <p>熊本地震からの復興と東九州自動車道開通をテーマとした旅番組を台湾・香港で放送。</p> <p>「TRY! ONSEN TRY! JAPAN」 台湾・香港にて、九州の温泉地への誘客や農泊促進を目的とした番組を放送。</p> <p>国内の民間企業や地方公共団体からの協賛を得て、H30に香港、H30・R元に台湾で自主事業として実施。</p> 

【担当: 情報通信連携推進課 096-326-7314】

放送コンテンツの適正な製作取引の推進

総務省が公表した「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」に基づき、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進するため、中小企業庁等と連携し、講習会の開催やガイドライン遵守の取組状況の実態把握などを行います。


＜ガイドライン遵守のための取組の実態把握イメージ＞



ヒアリング実施地域

令和元年度: 福岡地域、令和2年度: 熊本地域

【担当: 情報通信連携推進課 096-326-7314】

令和2年度・総務省主催講習会第2弾
「放送コンテンツ製作取引に関する事例に基づく
法令解説&無料法律相談会」
開催のご案内 

放送コンテンツの製作取引に関する法令解説について、下請法、独占禁止法の観点から事業者が実践し、受け入れられるポイント等について担当弁護士が事例を用いて説明し、その後、参加者からの質問に回答します。また、弁護士への相談・無料法律相談会も併設いたします。この機会に取引に関する疑問を解消ください。ご案内申し上げます。

開催形式: Zoomによるオンライン配信 (参加費無料)

プログラム: 60分 開催回数4回 (放送事業者対象2回、番組製作会社対象2回)

- 具体的な法律相談実務・事例に基づく法令解説 : 担当弁護士
- 課題解決を目的としたQ&A : (ご参加の皆様)
- 事務連絡・閉会 : 総務省

※上記プログラムの前後(1回計2社/先着)に個別無料法律相談会を実施いたします。

開催日時:

① 2月26日(金) 13時30分～14時30分	放送事業者対象
② 3月10日(水) 15時00分～16時00分	
③ 2月25日(木) 15時00分～16時00分	番組製作会社対象
④ 3月5日(金) 13時30分～14時30分	

対象: 放送事業者、番組製作会社 (今回はそれぞれ開催日を分けて実施)

解説: 個別・無料法律相談会*も担当

4 地域ニーズに応える電波利用の推進

電波利活用の推進のため、電波を用いた実験や試験が簡易に行える制度や、技術基準適合証明取得前の無線機器を用いて実験等が行える特例制度を広く周知するとともに、新たな電波利活用に関するセミナー等を開催し地域のニーズに応えます。また、利用が高まっている簡易無線局について、チャンネル数拡大や高度化に向けた調査検討を行います。海上分野では、船舶の安全な航行の確保、海難事故防止のため、国際的な船舶共通通信システム(国際VHF)、AIS(船舶自動識別装置)、PLB(携帯用位置指示無線標識)等の普及を促進します。

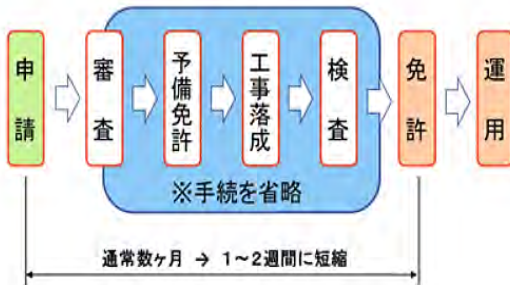
特定実験試験局制度等の利活用による地域の活性化

電波利活用の推進のため、特例制度を広く周知するとともに、新たな電波利活用に関するセミナー等を開催し地域のニーズに応えます。

特定実験試験局制度

情報通信分野の急速な技術革新に対応し、無線通信の実験を早期に行いたいというニーズに応じるために、あらかじめ公示した周波数等の範囲内で一定の条件を満たしているときに、短期間で無線局(実験局)の免許が可能となるように免許手続を簡略化させた制度です。

免許手続の流れ図



電波利活用セミナー等の活用

無線通信技術に係る政策動向、国内における最新かつ有効なユースケースなどを広く一般に紹介し、電波の利活用を進めるためのセミナーを行います。

<ローカル5Gをテーマに電波利活用ウェビナー2020を開催>



オンライン配信
スタジオ風景



質疑応答・セッションの様子

技適未取得機器を用いた実験等の特例制度

我が国の技術基準に相当する技術基準(国際的な標準規格)を満たす等の条件の下、技術基準適合証明等(技適)を取得せず、届出により最長180日間、Wi-Fi・LTE等を用いた新サービスの実験等を可能とする特例制度です。

特例の対象規格、確認方法の詳細を省令・告示で規定



届出方法、運用条件等の詳細を省令・告示で規定



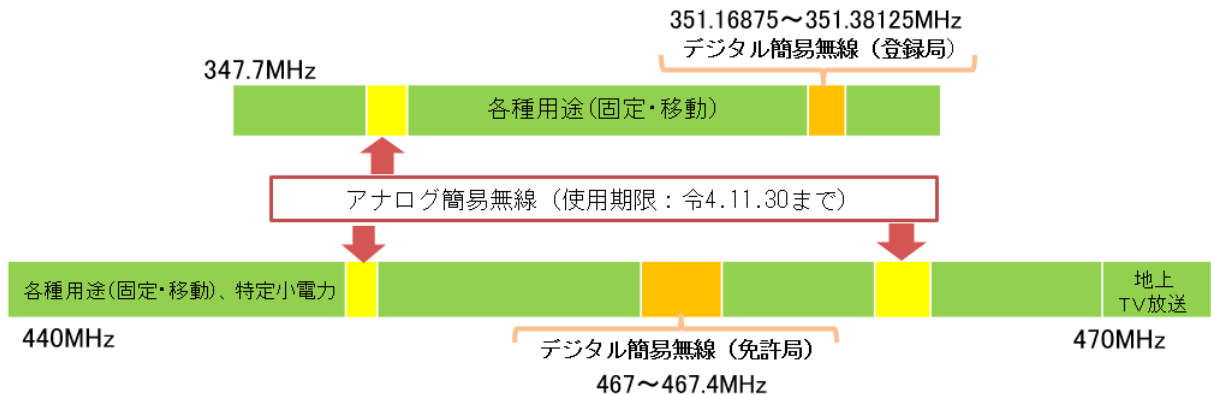
※LTE等については、携帯電話事業者等が必要な許可を取得していれば、利用者は携帯電話事業者等との契約により実験等が可能。

電波の有効利用のための調査検討会の開催【新規】

近年、デジタル簡易無線局(登録局)が増加していることから、本年度、地域における電波有効利用技術に関する動向調査として、「400MHz帯帯域へのデジタル簡易無線用周波数の帯域拡張」及び「中継動作等によるシステム高度化」に関する需要動向調査及び技術的条件の調査検討を行います。

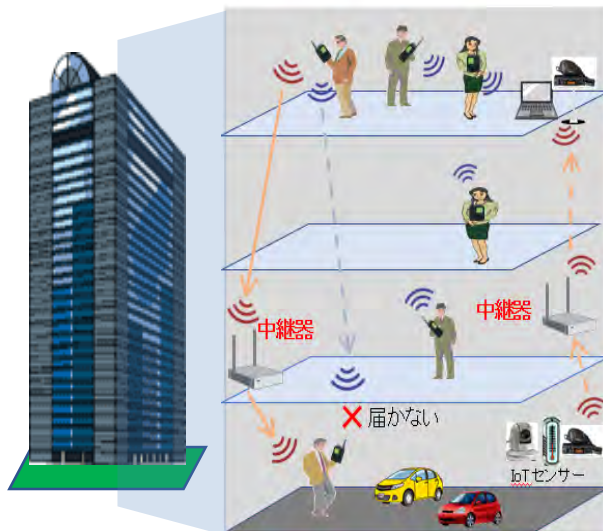
【400MHz帯デジタル簡易無線の帯域拡張及び高度化のあり方に関する調査検討】

① 400MHz帯デジタル簡易無線局の帯域拡張

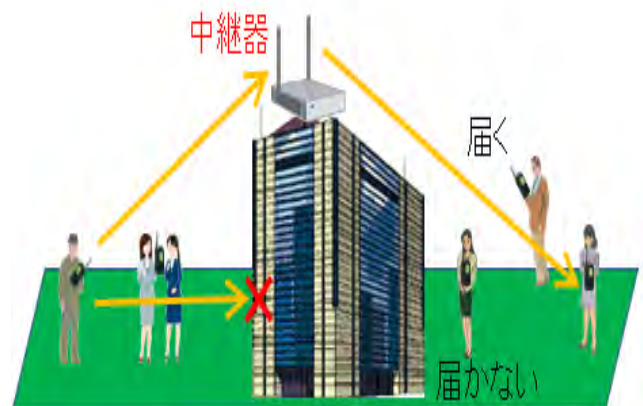


② 簡易無線局システムの高度化(中継モデル)

【屋内】 ※ビルのフロア間での通話



【屋外】 ※ビルを挟むエリア間での通信



【担当: 電波利用企画課 096-326-7890】

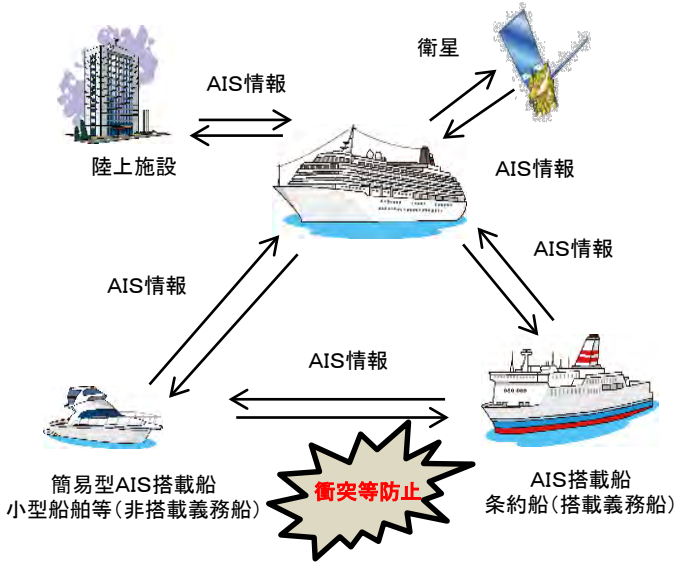
船舶の安全航行のための海上通信システムの普及

船舶の安心・安全な航行確保、海難事故防止のため、AIS(船舶自動識別装置)やPLB(携帯用位置指示無線標識)、国際的な船舶共通通信システム(国際VHF)等の普及を促進します。

AIS(船舶自動識別装置)

※AIS(Automatic Identification System)

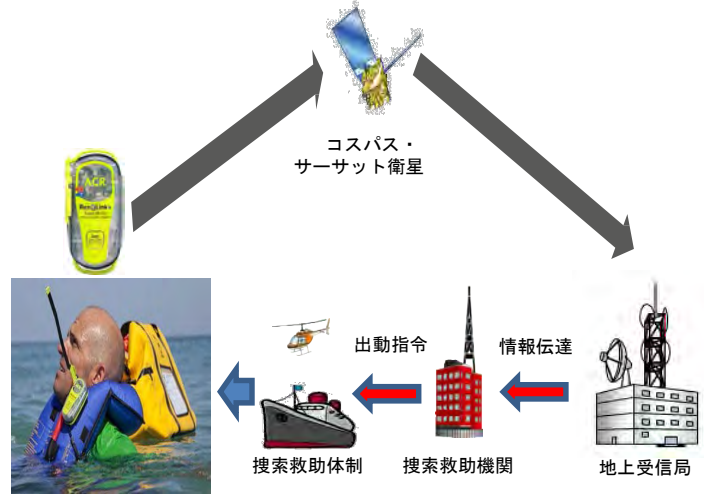
AIS、簡易型AISとは、船舶の位置、針路、速度等の航行の安全に関する情報を自動的に送受信するシステムで、船舶の衝突防止に役立ちます。



PLB(携帯用位置指示無線標識)

※PLB(Personal Locator Beacon)

PLBとは、個人が海上で遭難した場合に携帯電話等が通じない洋上でも人工衛星を通じて捜索救助機関に救助を求めることのできるシステムで、迅速な捜索救助活動が期待できます。



【担当: 航空海上課 096-326-7831】

電子申請の普及促進

いつでもどこでも、有用かつ簡易な方法で無線局の手続きができる電子申請・届出システムの利用を推進します。

おトク
¥1,000
¥1,000

書面申請より
ダンゼンおトク!

申請手数料が

なんと
約30%OFF!!

書面申請に比べて、手数料が
約3分の2に節約できます。

便利
6

24時間365日

いつでもどこでも

手続き可能!

時間や場所にとらわれず、
夜間や休日でもどこからでも
手続きできます。

簡単

アマチュア無線局専用

申請までは
なんと
たったの3ステップ

電子証明書やカードリーダーがなく
ても、ユーザーID・パスワードで
新規ユーザー登録できます。

※スマートフォンでも操作
できます。

総務省 電波利用

電子申請・
届出システム

※電子申請・届出システム用ホームページ

<https://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html>

総務省 電波利用

電子申請・
届出システム Lite

※電子申請・届出システムLite用ホームページ

<https://www.denpa.soumu.go.jp/public2/index.html>

【担当: 電波利用企画課 096-326-7890】

Ⅱ デジタル社会を支える情報通信インフラの整備

どこでも誰でも情報通信技術（ICT）の恩恵を十分に享受し、地域において豊かな暮らしが実現できるよう、また、「新たな日常」においてリモートでの社会経済活動を維持・発展できるよう、光ファイバ網や5G（第5世代移動通信システム）などの情報通信インフラの整備、モバイル通信環境の整備を加速的に推進します。

1 光ファイバ等のICTインフラの整備促進

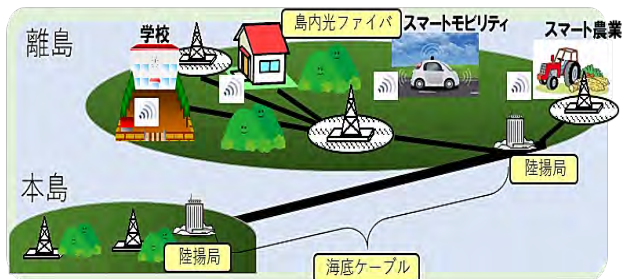
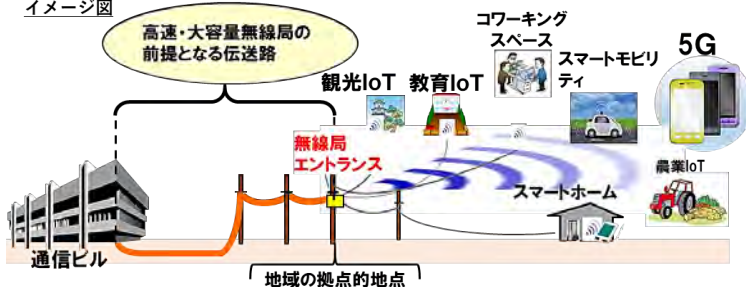
過疎地域や離島等、経済的な制約で整備が進まなかった地域について、自治体や事業者による光ファイバの整備や海底ケーブルの敷設、さらにはその維持管理を支援し、5G等の高度無線システムでの活用を促進します。

また、ケーブルテレビネットワークについても、「新たな日常」で求められるサービスの高度化や耐災害性の向上の観点から光化を推進します。

条件不利地域における光ファイバの整備等

光ファイバ整備のため「高度無線環境整備推進事業」により、引き続き条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援します。また、令和3年度からは新たに地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理費用の一部を補助します。

イメージ図



離島伝送専用線維持管理事業

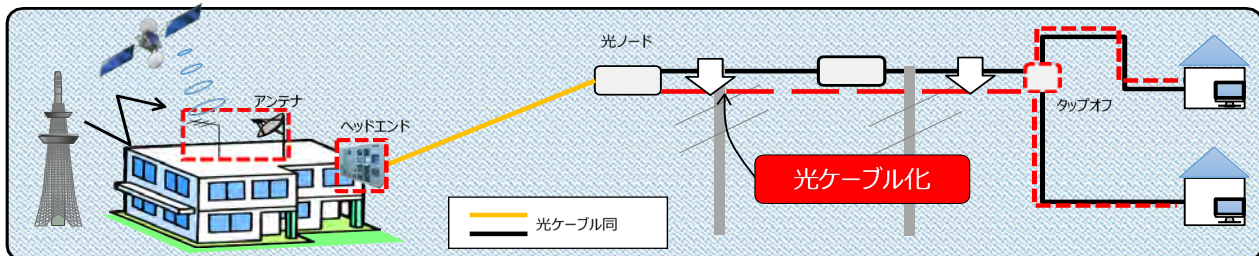
※新規整備に加え、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

【担当：電気通信事業課 096-326-7821】

「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化の推進

災害情報や地域のコミュニティ情報を放送サービスで確実に得られるよう、ケーブルテレビネットワークの光化を推進します。

- 1 事業主体：市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
- 2 補助率：(1) 市町村及び市町村の連携主体：1/2
(2) 第三セクター：1/3
- 3 補助対象経費：光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等(下図の赤字部分)



【担当：有線放送課 096-326-7876】

2 5G・ローカル5Gの推進

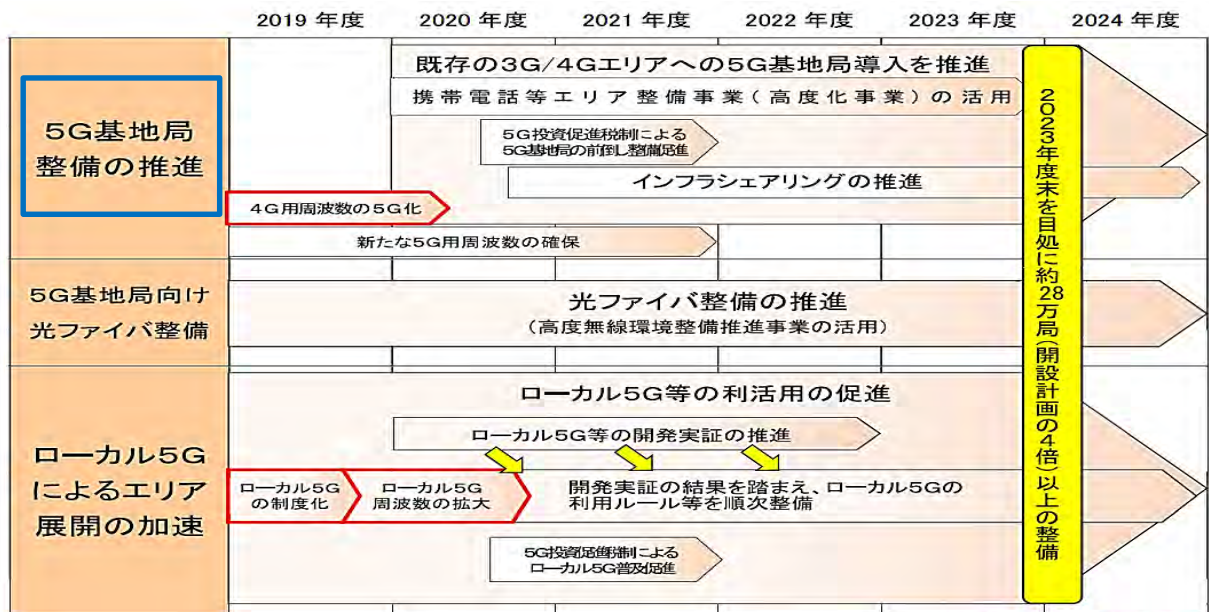
通信キャリアによる5G基地局の整備や設備共用を促進し、管内における5Gのサービスエリアを速やかに拡大します。

自治体や地域の企業等をはじめ、様々な主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築でき、地域課題の解決に資するローカル5Gについて、地域ニーズを踏まえた開発実証の支援、無線局免許を通じた導入支援等を行います。また、投資促進税制により、5G・ローカル5Gの導入を推進します。

5Gサービスのエリア拡大の支援

総務省ではロードマップの改定を行い、携帯電話事業者による新規の5G基地局の開設や既存の3G/4G基地局の高度化、設備共用等を支援します。

「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」の概要(ロードマップ)



(注)太線囲みは対応済み

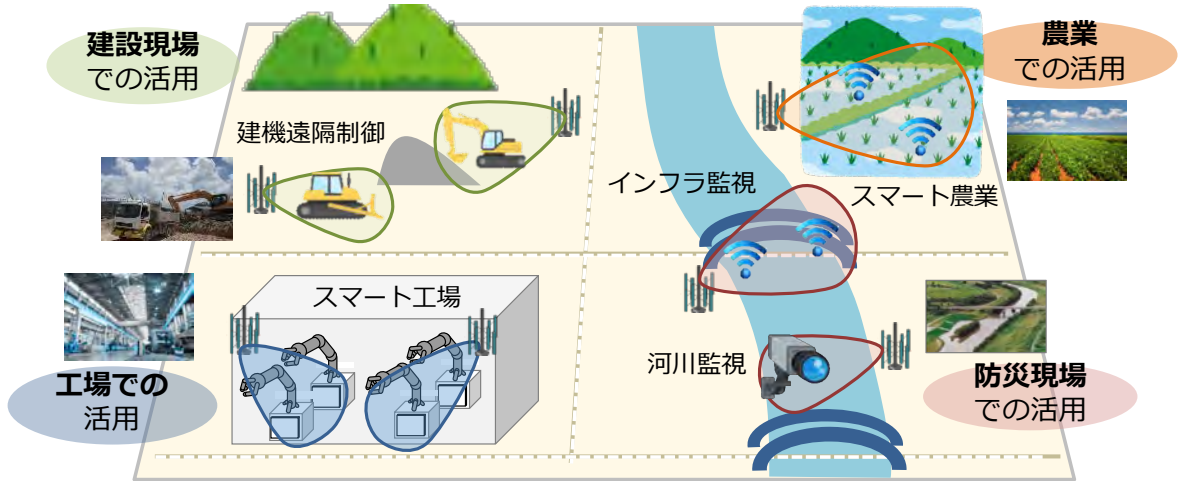
【担当:陸上課 096-326-7857】

ローカル5Gの利活用の推進

地域の企業等をはじめとする様々な主体が個別のニーズに応じて独自の5Gシステムを柔軟に構築できる「ローカル5G」について、様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向け、現実の利活用場面を想定した開発実証事業を推進するとともに、ローカル5Gの利活用を検討している自治体・企業等の支援を行います。

＜具体的な利用シーンで開発実証を実施＞

建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用

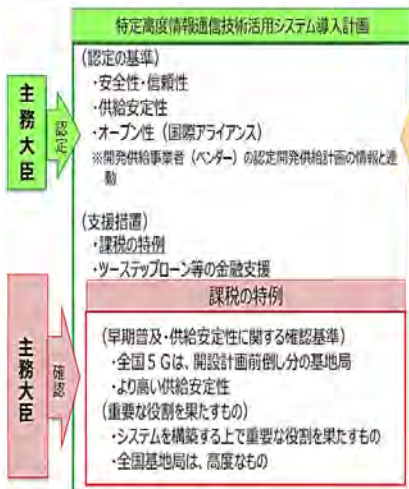


【担当: 情報通信振興課 096-326-7825、電波利用企画課 096-326-7890、陸上課 096-326-7857】

5G投資促進税制

ローカル5Gシステムの導入に際しては、税制上の特例措置の活用が可能になることから、その手続き等を支援します。

新法の枠組みにおける支援スキーム



課税の特例の内容

● 認定された導入計画に基づいて行う一定の設備投資について以下の措置を講じる。

①法人税・所得税

対象事業者	対象設備	税額控除 (注)	特別償却
全国キャリア	機械装置等	15%	30%
ローカル5G免許人	機械装置等	15%	30%

(注)控除税額は、当期の法人税額の20%を上限。

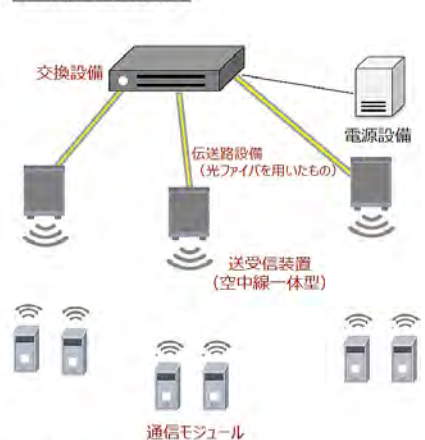
②固定資産税 (ローカル5G免許人に限る) 3年間、課税標準を1/2とする。

(対象設備)

- 全国基地局 (開設計画前倒し分であって高度なもの) 送受信装置、空中線 (アンテナ)
- ローカル5G 送受信装置、空中線 (アンテナ)、通信モジュール、コア設備、光ファイバ

＜税制優遇の対象設備 (イメージ)＞

ローカル5Gシステム※



※ 導入計画の認定にあたって、導入を行う無線設備、交換設備及び伝送路設備は、開発供給計画の認定を受けたものであることが必要となります。

【担当: 情報通信連携推進課 096-326-7314】

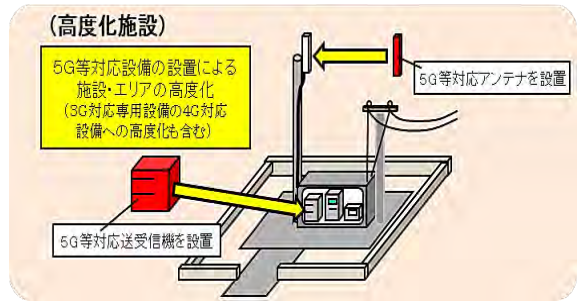
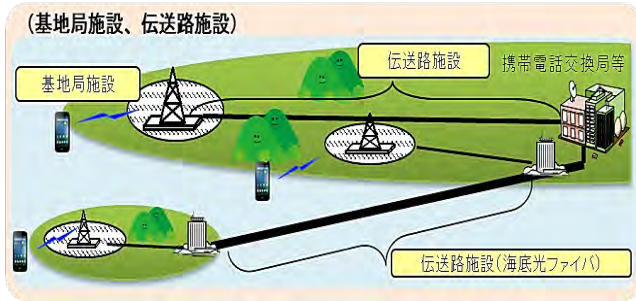
3 モバイル通信環境の整備支援

携帯電話のエリア整備について、観光地などの非居住地域の整備や高度化を図るとともに、九州新幹線西九州ルートの開業に向けてトンネル内で携帯電話が使用できるよう対策を推進します。また、災害拠点病院等の大規模医療施設において、安全・確実に携帯電話等が利用できるよう屋内基地局の整備を支援します。

携帯電話等のエリア整備

地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島等)への携帯電話等のエリア拡大を推進するとともに、無線通信事業者が行う5G基地局化などの高度化への対策についても支援します。

- 1 事業主体: 地方公共団体 ← 基地局施設・伝送路施設(設置)
無線通信事業者 ← 伝送路施設(運用)、高度化施設
- 2 対象地域: 地理的に条件不利な地域(過疎地、辺地、離島、半島など)
- 3 補助対象: 基地局施設(鉄塔、局舎、無線設備等)、伝送路施設(光ファイバ等)
高度化施設(5G等の無線設備等)
伝送路施設の運用費用(中継回線事業者の設備の10年分の使用料)
- 4 補助率: 4/5、2/3、1/2、1/3



【各整備事業の概要】

※赤字はR3年度拡充されたもの

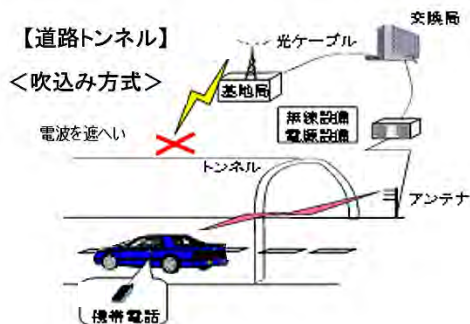
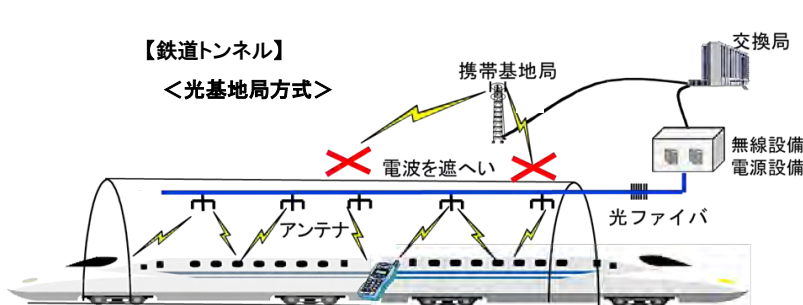
事業名	事業内容	事業主体	補助率
① 基地局施設整備事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局施設を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	【1者参画の場合】 国 1/2、都道府県 1/5、市町村※1 3/10 【複数者参画の場合】 国 2/3、都道府県 2/15、市町村※1 1/5 <small>※1: 地方自治法等に基づき一部は携帯電話事業者において負担</small>
② 伝送路施設運用事業	圏外解消又は高度化無線通信を行うため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を整備する場合の運用費を補助	無線通信事業者	【100世帯以上300世帯未満の場合】 国 1/2、無線通信事業者 1/2 【100世帯未満の場合】 国 2/3、無線通信事業者 1/3
③ 高度化施設整備事業	3G・4Gを利用できるエリアで高度化無線通信を行うため、5G等の携帯電話の基地局を設置する場合の整備費を補助	無線通信事業者	【1者整備の場合】 国 1/2、無線通信事業者 1/2 【複数者共同整備の場合】 国 2/3、無線通信事業者 1/3 <small>(注) 4Gエリアへの5G基地局の導入については、設置する5G特定基地局によるカバーエリアが300世帯未満の場合に限る</small>
④ 伝送路施設設置事業	圏外解消のため、携帯電話等の基地局開設に必要な伝送路を設置する場合の整備費を補助	地方公共団体	国 2/3※2、離島市町村 1/3 <small>※2: 財政力指数0.3未満の有人国境離島市町村(全部離島)が設置する場合は4/5、道府県・離島以外市町村の場合は1/2、東京都の場合は1/3</small>

【担当: 陸上課 096-326-7857】

トンネルの電波遮へい対策

電波が遮へいされる鉄道トンネル等での通信を確保するため、一般社団法人等が移動通信用中継施設を整備する場合に支援を行います。

- 1 事業主体：一般社団法人等
- 2 対象地域：鉄道トンネル、道路トンネル
- 3 整備施設：移動通信用中継施設（鉄塔、局舎、アンテナ、光ケーブル等）
- 4 補助率：1/3（鉄道トンネル）、1/2（道路トンネル）

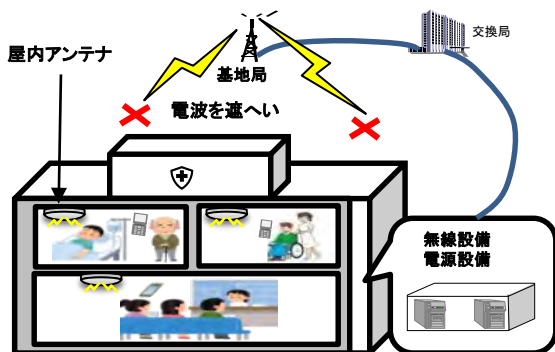


【担当：陸上課 096-326-7857】

医療分野における電波利用環境の整備

医療従事者や入院・外来患者の利便性等の向上を図る観点から、安心・安全に携帯電話やタブレットを利用できるようにするとともに、非常時における通信手段を確保するため、医療機器への影響に配慮した電波利用環境の整備を支援します。

- 1 事業主体：一般社団法人等
- 2 対象施設：医療施設
- 3 補助対象：医療施設内の移動通信用中継施設
 （病院専用の親局、子局、アンテナ、光ケーブル、電源設備等）
- 4 補助率：1/3



○令和2年度 対象施設

- ・国立病院機構九州医療センター（福岡県）
- ・長崎県五島中央病院（長崎県）

【費用負担割合】

国 1/3	医療機関 1/6 ※	一般社団法人等 1/2
----------	---------------	----------------

※医療機関の経営状況や設置主体によっては医療機関側の負担は要しません。

【担当：電波利用環境課 096-312-8251】

Ⅲ サイバー空間や情報通信サービスにおける安心・安全の確保

サイバー空間や情報通信サービスにおける様々な課題に対し、各種団体と連携して対応し、ICTの利用環境における安心・安全の確保を図ります。

また、デジタル社会の基盤を支える電波の安心・安全な利用環境の確保や、放送メディアの受信環境の保護に向けた取組を推進します。

① 情報セキュリティと情報リテラシーの確保

インターネットやスマートフォン、SNSの普及など、電気通信サービスが多様化・高度化する中、コンピュータウイルス等のサイバー攻撃による被害、青少年の不適切な利用によって巻き込まれる事件、契約を巡るトラブルなど、様々な問題が発生していることから、電気通信事業者、自治体、消費生活センター、学校等、関係機関と連携して、誰もが安心・安全・快適にICTサービスを利用できる環境整備を図ります。

サイバーセキュリティ・電気通信分野の個人情報保護の啓発の推進

コンピュータウイルス、不正アクセス、フィッシング詐欺や個人情報漏えい等の被害が増加していることから、誰もが安心して電気通信サービスが利用できるよう、「九州・沖縄地域情報セキュリティ推進連絡会議」等を通じた関係団体との連携や実践的サイバー防御演習(CYDER)への参加の奨励、「個人情報保護セミナー」の開催を通じて、サイバーセキュリティ・個人情報保護に関する普及啓発を推進します。

<実践的サイバー防御演習(CYDER)の概要>



サイバーセキュリティカレッジin熊本2021

<実践的サイバー防御演習(CYDER)の実施計画>

※赤字はR3年度新規追加

コース名	演習方法	レベル	受講想定者(習得内容)	受講想定組織	開催地	開催回数	実施時期
A	集合演習	初級	システムに携わり始めた者(事案発生時の対応の流れ)	全組織共通	47都道府県	65回	7月～翌年2月
B-1		中級	システム管理者・運用者(主体的な事案対応・セキュリティ管理)	地方公共団体	全国11地域	20回	9月～翌年2月
B-2				地方公共団体以外	東京・大阪・名古屋・福岡	13回	11月～翌年2月
C		準上級	セキュリティ専門担当者(高度なセキュリティ技術)	全組織共通	東京	2回	翌年1月～2月
オンラインA	オンライン演習	初級	システムに携わり始めた者(事案発生時の対応の流れ)	全組織共通	(受講者職場等)	随時	11月～翌年2月(6～8月に試験提供予定)

安心・安全な青少年インターネット利用環境の整備

パソコンだけではなく、携帯電話、スマートフォン、ゲーム機など情報端末の多様化により青少年のインターネットの利用が増加、低年齢化している中で、青少年に係るネット依存やいじめ、不適切投稿等の多発とともに、SNSを利用して青少年が言葉巧みに誘い出されて犯罪に巻き込まれる事件も増加しています。そこで、青少年が安心・安全にインターネットを利用できるよう、「e-ネットキャラバン」の実施や県教育委員会及びPTA関係団体との連携強化を通じて啓発活動等を推進します。

○地域の各種団体等が主催する研修会や勉強会への参加、講師の派遣



○啓発資料の作成・配布



○e-ネットキャラバンによる講座、シンポジウムやフォーラムの開催



○地域の各種団体等が主催するセミナーやイベントへの参加



e-ネットキャラバンの実施

【担当：電気通信事業課 096-326-7821】

ICTサービスの利用者保護

誰もが安心・安全に電気通信サービスを受けられるよう、九州電気通信消費者支援連絡会の開催や消費生活センター訪問を通じた、電気通信事業者、消費生活センターとの定期的な情報共有や連携強化に努めます。また、電気通信事業法等による消費者保護ルールの徹底を図ることにより電気通信サービス利用者を支援します。

さらに、利用者に最も身近な窓口である販売代理店を対象とした届出制度が令和元年度から導入されました。本制度を通じて、販売代理店の業務の適正性の確保を図ります。



電気通信サービスQ&A(令和2年度版)

販売代理店は、令和2年4月1日以降、提供条件の説明に用いる書面に届出番号を記載することが義務付けられました。

説明書面への記載例

〇〇ショップ××店(代理店届出番号:第00000000号)
電話番号:0000-000-000
〒000-0000 △△県◆◆市◎◎

新たに記載が必要(8桁表記) ⇒この部分をご確認ください。

【担当：電気通信事業課 096-326-7821】

② 安心・安全なワイヤレス環境の確保

重要無線通信への混信妨害を排除するため、不法無線局の撲滅に向けた取組を推進するとともに、電波の適正な利用や電波法令の遵守に関する周知・啓発を実施します。

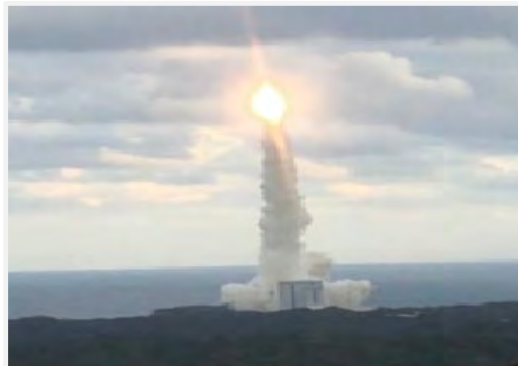
東京オリンピック・パラリンピックについては、九州から職員を派遣し、各競技場において大会期間中の電波監視の応援体制を確保します。また、国民文化祭などの重要行事において、特別電波監視を実施します。

重要無線通信妨害に対する対策

船舶、航空、消防、警察、放送、携帯電話など、人命や財産の保護に必要不可欠な重要無線通信をはじめとした無線通信に対する混信、妨害の排除に向けて迅速かつ的確に対応します。また、管内で開催される重要な行事等において、特別電波監視を実施します。



電波監視システム(DEURAS)



H-2Aロケット打ち上げに伴う特別監視

【担当：監視課 096-312-8261】

不法無線局の撲滅～捜査機関と連携した取締りの実施～

陸上では警察署と、海上では海上保安庁と連携して共同取締りを実施します。



警察との共同取締り



海上保安庁との共同取締り

【担当：調査課 096-312-8271】

電波利用環境の保護及び電波の正しい知識の普及

様々な分野で広く活用され、社会基盤を支える電波を、誰もが安心・安全に利用できる環境を確保するため、電波の適正な利用や電波利用のルール等に関する周知啓発を推進します。

電波の適正利用のための周知啓発

電波の適正な利用や電波法令の遵守について、ポスターの掲示などにより、国内で使用できない外国規格の無線機(FRS、GMRS等)の運用をすることのないよう周知啓発を行います。

<電波利用環境保護用ポスター・リーフレット>



ポスター

外国規格の無線機の使用に関する注意喚起リーフレット

電波の知識を有する地域のボランティア「電波適正利用推進員」が、地域イベントでの周知啓発活動や学校での電波教室などを通じて、電波利用ルール等の周知啓発を行います。

<電波適正利用推進員の活動>



中学校での電波教室

合同庁舎公開イベントでの周知啓発活動

電波の安全性に関する周知啓発及び医療機関における適切な電波利用の促進

スマホや無線LANなど、身の回りで利用されている電波が人体に与える影響について、科学的知見をもとに、安心して電波を利用できるよう「電波の安全性に関する説明会」を開催します。

電波利用が進む医療現場において、安心・安全に電波を利用できるように、「九州地域の医療機関における電波利用推進協議会」を設置し、医療関係者を対象とした電波の適正利用に関する説明会を開催するなどの取組を行います。



電波の安全性に関する説明会 (熊本市) https://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/ele/pr/4000213_4728.htm



電波の安全性に関するパンフレット

医療テレメータの受信不良 不適切な無線LAN設定 携帯電話による医療機器への影響



医療機関のトラブル事例

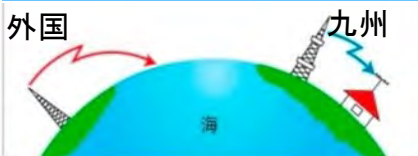
③ 放送メディアの受信環境の維持・改善

九州北部地域で季節的に発生する外国波による受信障害への対応をはじめ、テレビ・ラジオ放送の受信環境の維持・改善を放送事業者や関係団体等と連携し取り組みます。

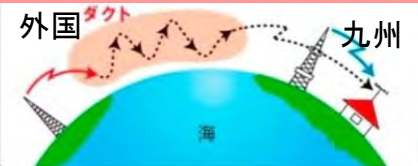
外国波による受信障害への対応

季節的な異常伝搬現象により発生する外国波混信について、チャンネル変更等の送信側対策や高性能アンテナへの改修などの受信側対策の実施により受信障害の解消に取り組みます。

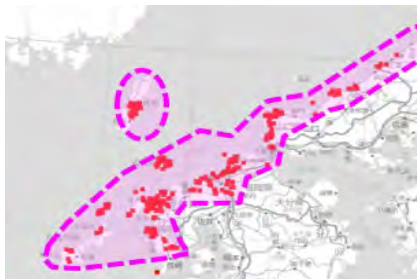
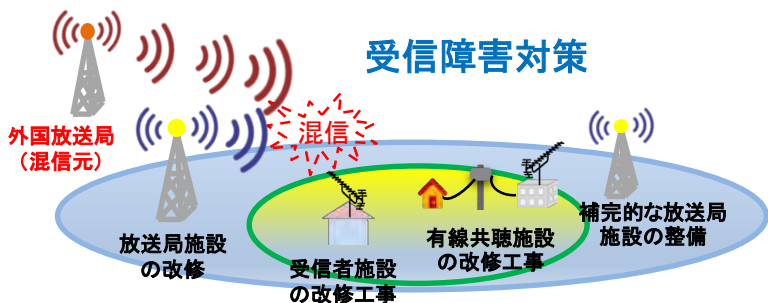
通常時の電波の伝わり方



ダクト発生時の電波の伝わり方



ラジオダクトの発生メカニズム

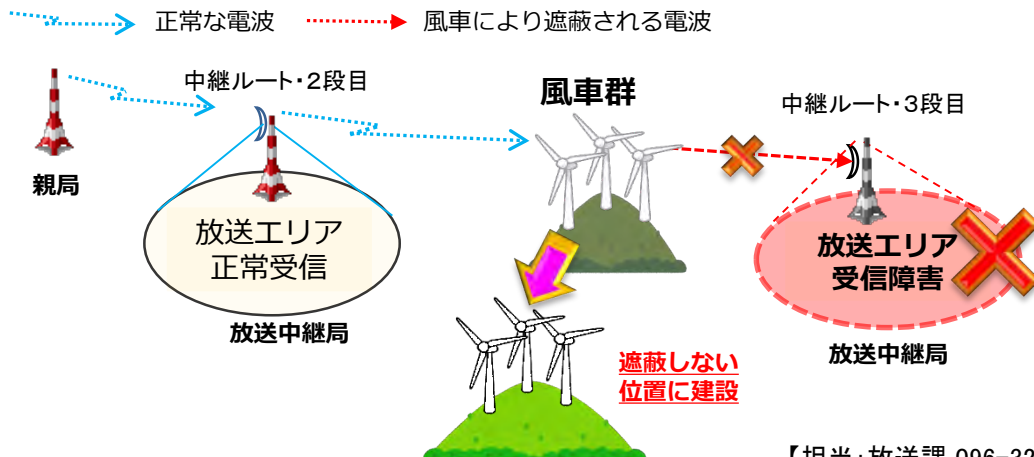


○ デジタル混信対策事業費
(外国波混信) 補助率: 10/10

【担当: 放送課 096-326-7871】

風力発電施設によるテレビ受信障害への対応

風力発電施設の建設により、地上デジタル放送の放送中継局間や放送中継局から各家庭に届く電波(放送波)が遮断され、テレビの受信障害が発生するおそれがあるため、関係機関と連携し事前対応等に取り組みます。

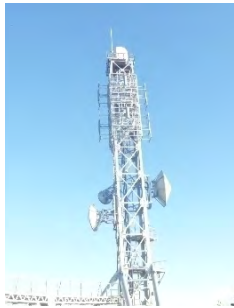


【担当: 放送課 096-326-7871】

受信障害相談への対応

良好な放送受信環境の確保のため、視聴者からの相談に対応しています。

<受信障害の相談事例>



テレビ放送送信所



テレビ受信用
ブースター



テレビ受信設備



中波ラジオ放送送信所



太陽光発電等の
インバータ電子機器



中波ラジオ受信設備

受信障害防止に関する周知啓発

テレビ・ラジオ放送の良好な受信環境の確保などを目的として活動する「九州受信環境クリーン協議会」とともに、図案コンクールの実施等を通して、受信障害防止に関する知識の周知啓発活動を推進します。

受信環境クリーン図案コンクールにおける九州管内の入賞作品



毎年全国の中中学生を対象として図案コンクールを開催しており、令和2年度(第53回)は、全国238校から1,272点の応募があり、総務大臣賞などの入賞作品が選ばれました。入賞作品は、ポスター、各種広告等に活用されています。

【担当: 放送課 096-326-7871】

IV 災害多発時代の防災・減災対策の推進

熊本地震や九州北部豪雨、昨年の7月豪雨や台風10号等を教訓とし、近い将来の発生が懸念されている南海トラフ巨大地震等の災害に備え、住民に対して迅速かつ確実に災害情報を提供するため、情報伝達手段の多様化・高度化をはじめ、災害時における対応強化、放送ネットワークの強靱化など、ICTを活用した防災・減災対策を推進します。

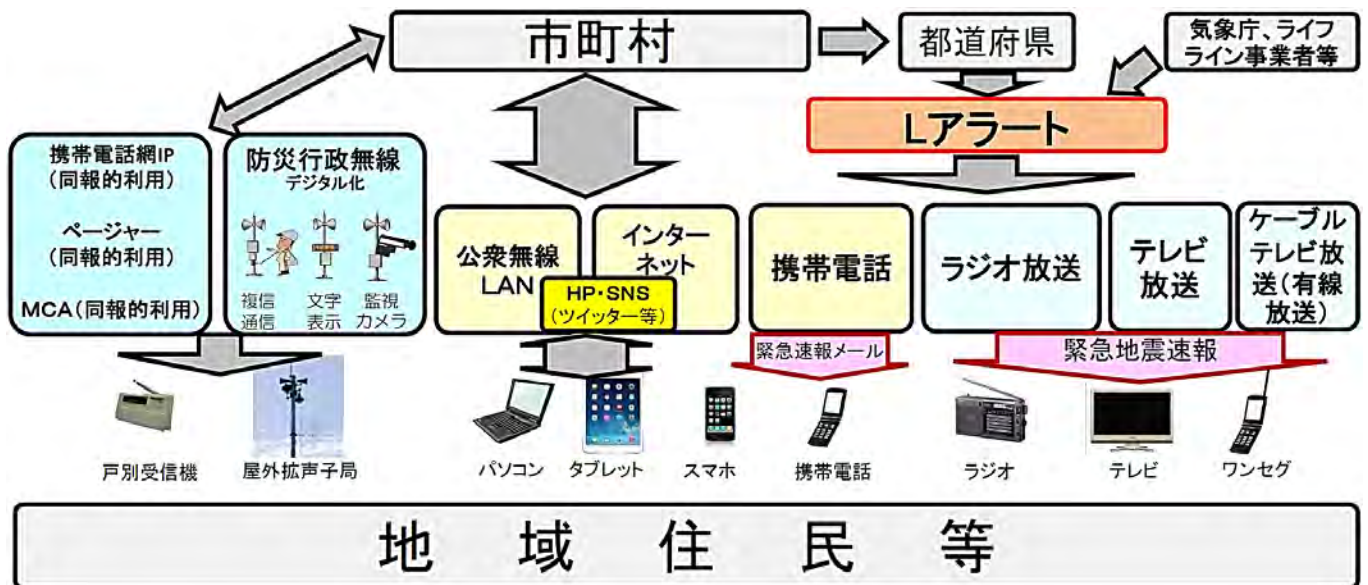
1 情報伝達手段の多様化・多重化・高度化の推進

地域の実情に応じた防災情報・通信システムの伝達手段等の導入や複数の災害情報伝達手段の整備を促進するとともに、多様なメディアを通じて緊急性の高い情報を迅速かつ確実に伝えるLアラートの利活用を促進します。行政から住民への情報伝達手段の要となる防災行政無線については一層のデジタル化を促します。

また、防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を行う地方公共団体等を支援します。

多様な災害情報伝達システムの整備

地域住民への防災情報を伝達する手段としては、災害に強く信頼性に優れた防災行政無線(デジタル同報通信系)を基本としつつ、SNS、緊急速報メール等の多様な情報伝達手段により防災情報を提供する防災通信システムの整備促進を図ります。また、中核となるLアラートについては地方公共団体と連携して定期的な訓練を行い、利活用を促進します。

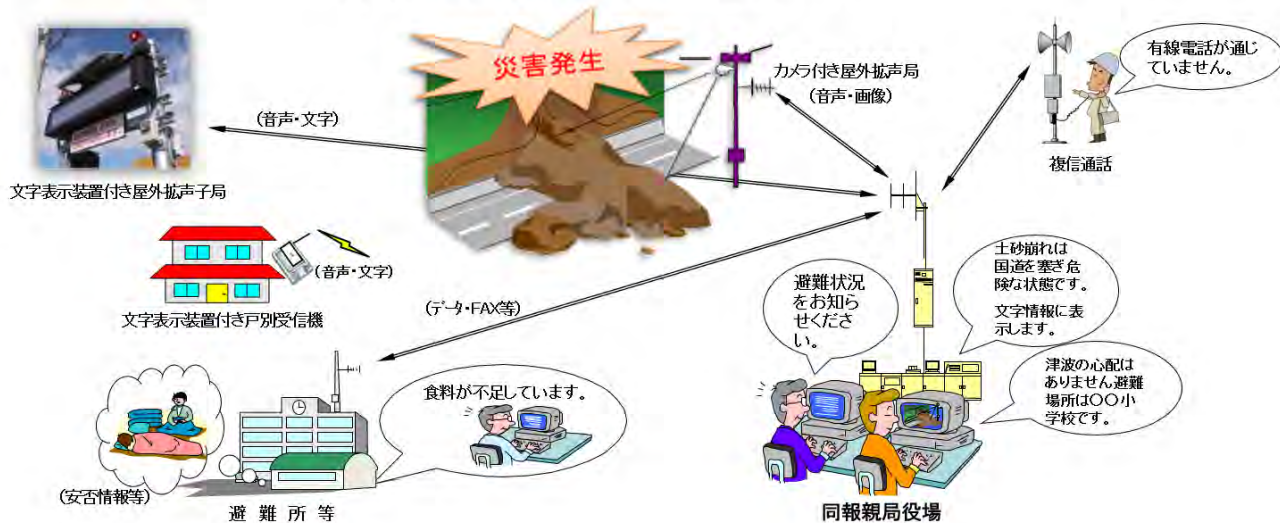


【担当: 防災対策推進室 096-326-7334】

防災行政無線のデジタル化の推進

防災行政無線の導入を進めるとともに、アナログ方式の防災行政無線を利用している地方公共団体には、市町村役場と屋外拡声器間での複信通話や電光表示板への文字伝送、カメラ画像の伝送などが可能となるデジタル化への移行を促します。

＜市町村デジタル同報無線システムの活用イメージ＞



※緊急防災・減災事業費については、対象事業を拡充した上で事業期間を5年間延長(令和3年度～7年度)

【担当:陸上課 096-326-7857】

防災拠点等における公衆無線LAN環境の整備

防災拠点(避難所・避難場所、官公署)及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点(博物館、文化財、自然公園等)における公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備を行う地方公共団体等を支援します。

- 1 事業主体: 財政力指数が0.8以下(3か年の平均値)又は条件不利地域の普通地方公共団体・第三セクター
- 2 対象拠点: 最大収容者数や利用者数が一定以下の
 - ①防災拠点: 避難所・避難場所(学校の体育館及びグラウンド、市民センター、公民館等)、官公署
 - ②被災場所と想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点: 博物館、文化財、自然公園、都市公園等
- 3 補助対象: 無線アクセス装置、制御装置、電源設備、伝送路設備等を整備する場合に必要な費用等
- 4 補助率 : 1/2(財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2/3)



【担当:情報通信振興課 096-326-7825】

② 災害時における支援対応の強化

被災地域での復旧活動等に必要不可欠な通信確保のため、平時より関係機関の連携による非常通信体制の確保や災害対策用移動通信機器等の無償貸与の周知を強化します。発災時は「総務省・災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)」を中核としたリエゾン派遣等により、各種支援を迅速に行います。また、通信・放送事業者の被災状況を把握し、道路、電力等の復旧情報の共有を的確に行うため、関係者間の円滑な連絡・連携体制を強化します。

災害対策支援

※災害対策支援の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を徹底します。

大規模災害が発生し又は発生するおそれがある場合、被災地域での応急復旧活動等の各種支援を迅速に行います。

MIC-TEAMの派遣



各種支援

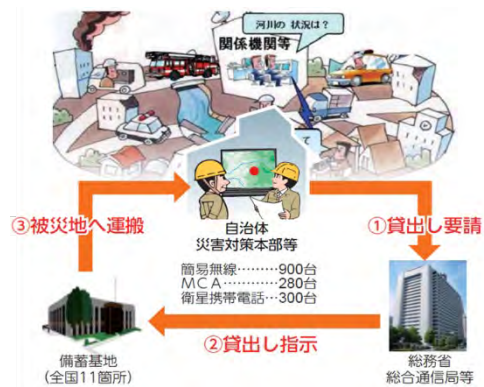
- ・被災した地方公共団体へのリエゾン派遣
- ・関係行政機関・事業者等との連絡調整
- ・被災した地方公共団体への技術的助言
- ・災害対策用移動通信機器の貸与
- ・移動電源車の貸与
- ・臨時災害放送局の貸与（開設支援）

移動電源車等の貸与



災害の発生により、通信・放送設備等の電力供給が途絶して情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持に支障が生じた場合に、地方自治体や通信・放送事業者に対して移動電源車等の貸出を行い、必要な電力供給を支援します。

災害対策用移動通信機器の貸与



移動通信機器

- ・衛星携帯電話（専用ルーター、可搬型電源）
- ・簡易無線機
- ・MCA無線機
- ・ICTユニット

臨時災害放送局用機器の貸与



総合通信局には臨時災害放送局用機器を配備しており、地方公共団体からの要請により臨時災害放送局用機器の貸出しを行い、災害時の住民等への情報伝達手段の確保を支援します。

3

放送インフラの強靱化と災害からの復旧・復興支援

災害に備え、放送インフラの耐災害性の強化等を支援します。また、災害発生時において、通信サービスの伝送路設備やケーブルテレビ施設(共聴を含む)の被災状況を把握し、これら情報通信施設の復旧が迅速に行われるよう、各種支援制度の活用なども提案し、地元自治体などの復旧・復興に向けた取組をサポートします。

放送ネットワークの強靱化の促進

被災情報や避難情報を確実に提供するため、放送ネットワークの整備及び強靱化に係る費用の一部を補助します。

① 地上基幹放送ネットワーク整備事業

ラジオ等の新規整備に係る予備送信所設備等、災害対策補完送信所等、緊急地震速報設備等

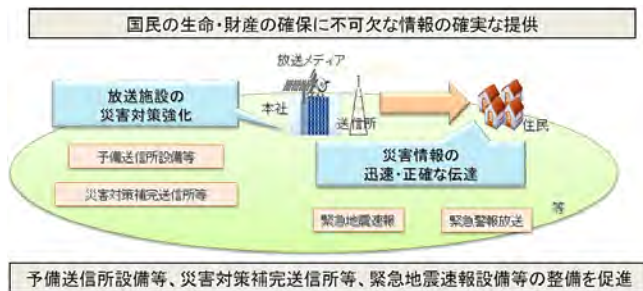
② 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

ケーブルテレビ幹線の2ルート化(条件不利地域については、老朽化した既存幹線を同時に更改するときも対象)

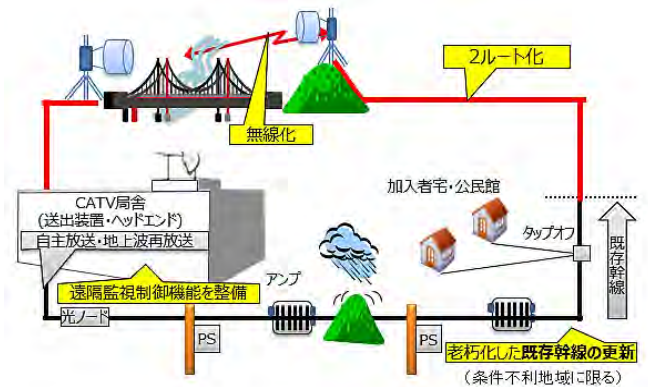
③ 災害情報等放送・伝送システム整備事業

災害情報等放送・伝送システム(自動起動ラジオの普及に資する自動読上装置、地域BWA基地局等)等の整備

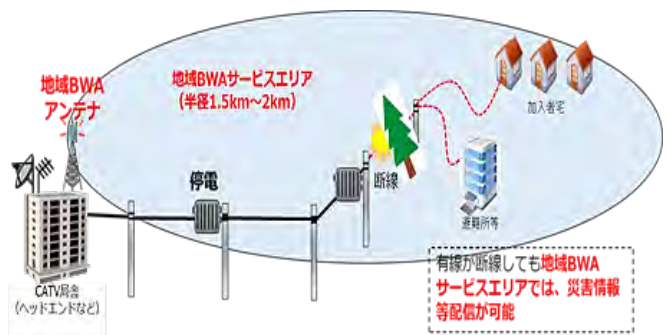
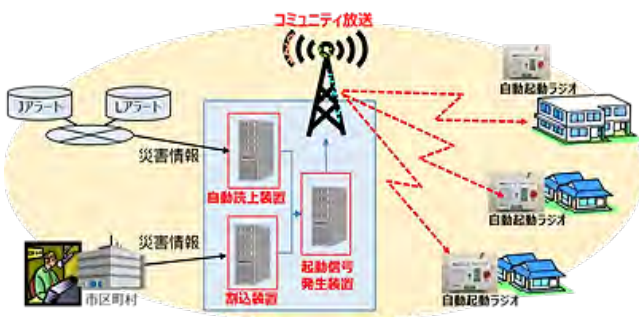
① 地上基幹放送ネットワーク整備事業



② 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業



③ 災害情報等放送・伝送システム整備事業



○ 補助率

地方公共団体 1/2

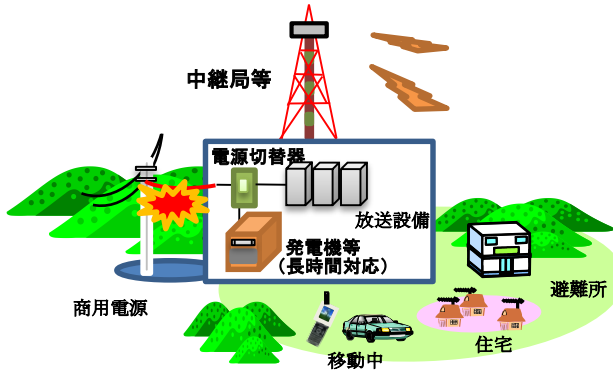
コミュニティ放送事業者((2)③に限る) 2/3

第三セクター、地上基幹放送事業者等 1/3

【担当: 放送課 096-326-7871、有線放送課 096-326-7876】

地上基幹放送等の耐災害性強化

大規模な自然災害時が発生した際、放送局等が被災し、放送の継続が不可能となる事態を回避し、被災情報や避難情報等の重要な情報を確実に提供するため、地上基幹放送等の設備の停電対策や予備設備の整備に係る経費の一部を補助します。



○ 補助率

地方公共団体等 1/2

地上基幹放送事業者等 1/3

大規模な自然災害時に、放送局等が被災した場合、周波数の利用効率の低下をもたらすおそれ

放送局等の耐災害性を強化

現用放送局の放送継続により、周波数の利用効率の低下を回避

適切な周波数割当により置局された現用の放送局からの放送を継続し、電波の適正な利用を確保

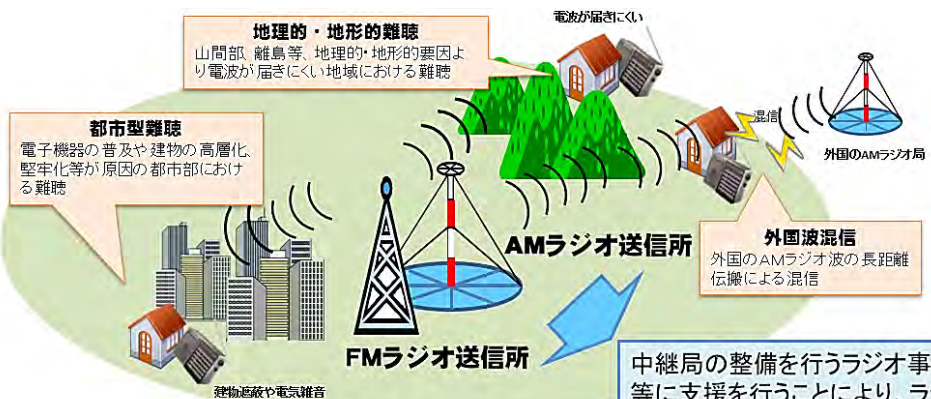
【担当：放送課 096-326-7871】

民放ラジオの難聴解消支援事業

国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報提供を行っている民放ラジオについて、難聴エリアを解消するための中継局の整備費用の一部を補助します。



主たるFM補完局



地理的・地形的難聴

山間部、離島等、地理的・地形的要因より電波が届きにくい地域における難聴

都市型難聴

電子機器の普及や建物の高層化、堅牢化等が原因の都市部における難聴

外国波混信

外国のAMラジオ波の長距離伝搬による混信

中継局の整備を行うラジオ事業者等に支援を行うことにより、ラジオ難聴対策を推進。

- 1 事業主体
民間ラジオ放送事業者
自治体等

- 2 補助対象
難聴対策としての中継局整備

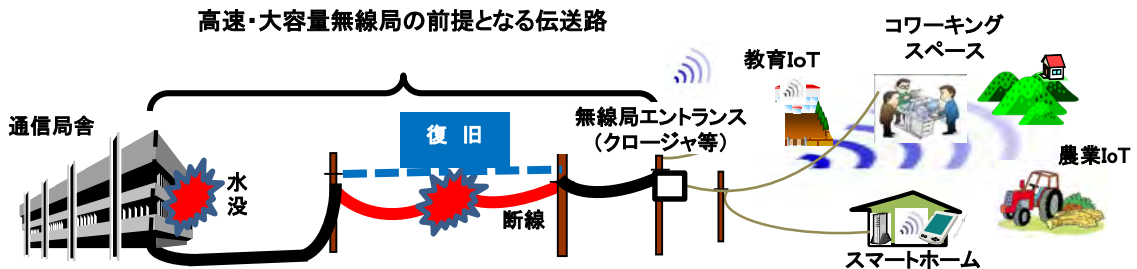
- 3 補助率
・地理的・地形的難聴、外国波混信 2/3
・都市型難聴 1/2

【担当：放送課 096-326-7871】

高度無線環境整備推進事業(伝送用専用線設備復旧事業)

災害等により被災した伝送設備等を市町村等が復旧する際に、その事業に要する経費の一部を補助します。

- 1 事業主体: 県、市町村又は第三セクター
 - 2 対象地域: 条件不利地域(過疎地、辺地、離島、半島など)
 - 3 対象経費: 伝送路設備、局舎(局舎内設備を含む)等
 - 4 負担割合: 1/2 (離島 2/3)
- ※対象は、過去に総務省の補助事業により整備したものに限る。

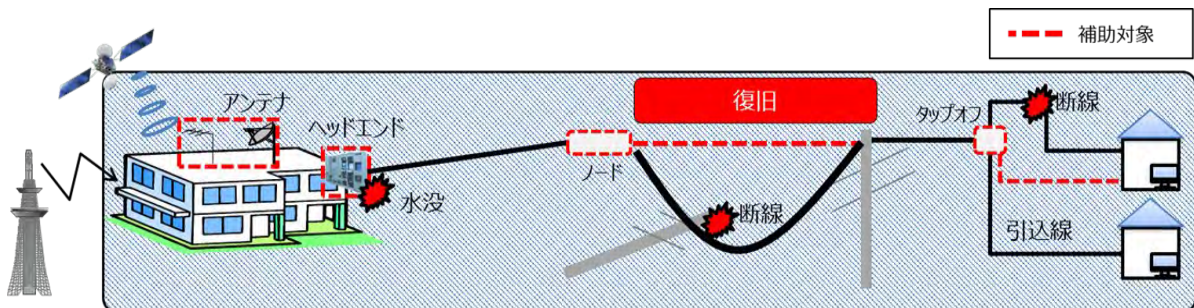


【担当: 電気通信事業課 096-326-7821】

ケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業(災害復旧メニュー)

放送関連設備が災害により被害を受けた場合に、地方公共団体又は第三セクターの行う復旧事業に対して補助します。

- 1 事業主体: 市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
 - 2 補助率: 1/2
 - 3 補助対象経費: 伝送路設備、送受信設備、アンテナ等
- ※地理的に条件不利な地域であって、総務省が過去に補助をしたケーブルテレビ施設に限る。
※対象となる災害: 激甚災害又は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象(「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に準じるもの)



【担当: 有線放送課 096-326-7876】

〔資料〕

特定信書便事業の概要

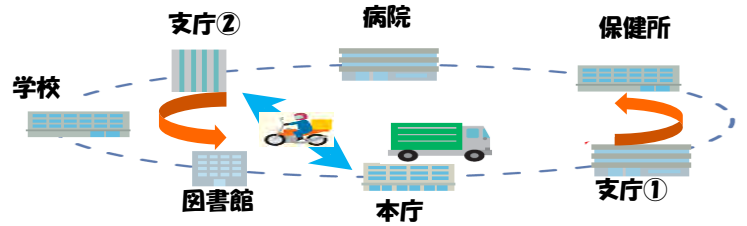
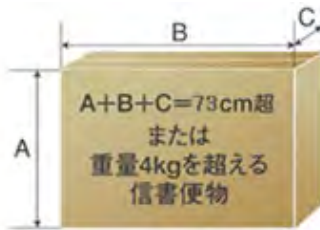
特定信書便事業は、大きさや配達する地域、時間など特定のサービスに限定して信書(※)
(信書と同封される信書以外のものを含む)を配達する事業で、総務大臣の許可が必要です。

※信書とは、特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書のことです。

① 1号役務(大型信書便サービス)

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの

< サービス事例 >

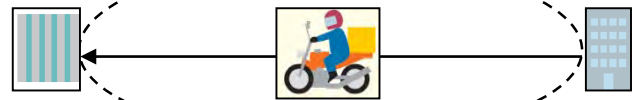


○本庁・支庁等の間を巡回して、又は定期的に信書便物を集配

② 2号役務(急送サービス)

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するもの

< サービス事例 >



○バイク等による配達(3時間役務)

③ 3号役務(高付加価値サービス)

料金の額が800円を超える信書便物を送達するもの

< サービス事例 >

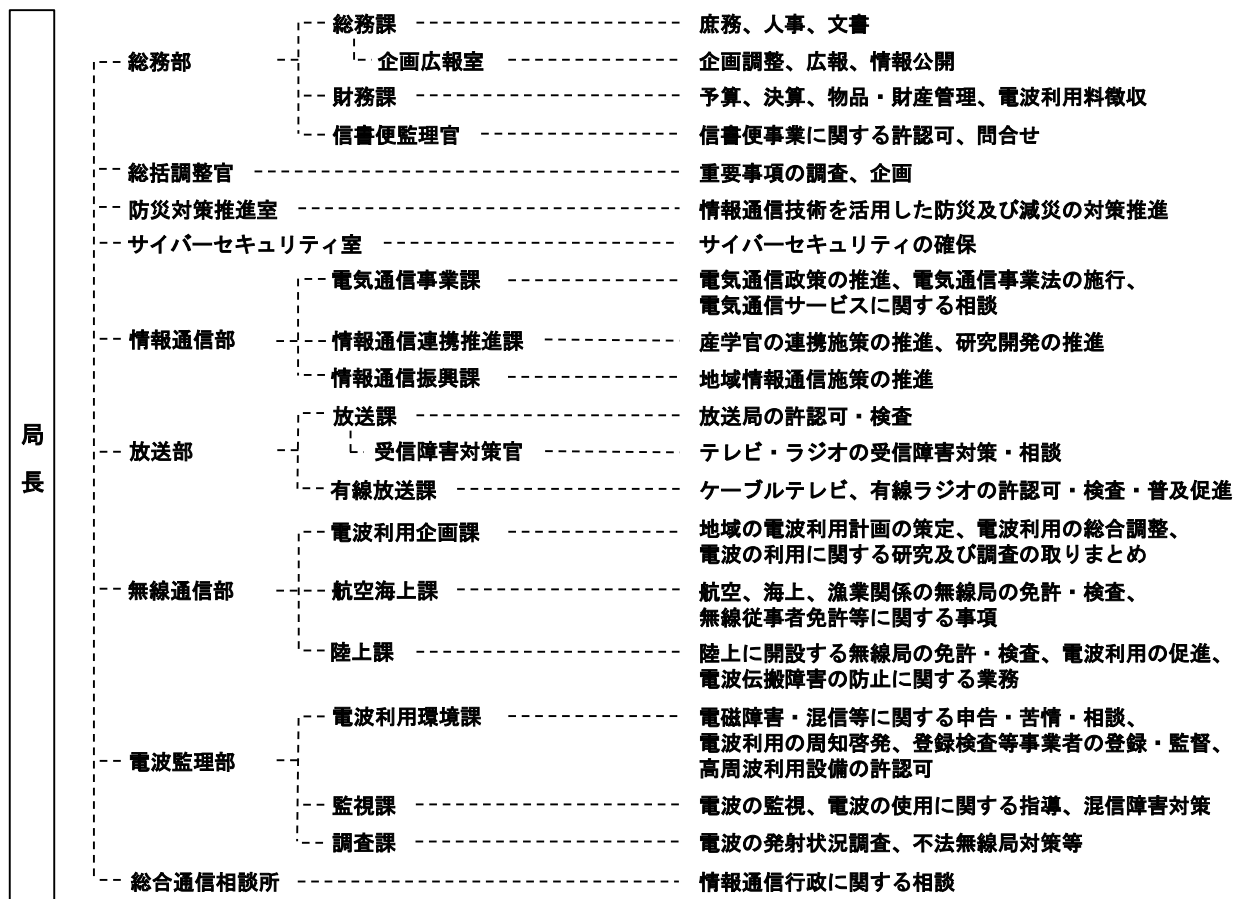


○インターネット等で受け付けたメッセージ(通信文)を、装飾を施した台紙等に添付し、メッセージカード(信書便物)として配達

九州総合通信局の概要

九州総合通信局は、情報通信行政を所掌する総務省の地方支分部局として、以下のような業務を担っています。

組 織



主な相談窓口

- | | | |
|---------------------------------------|--------------|-----------------|
| ◇情報公開に関すること | 096-326-7328 | 総務部 企画広報室 |
| ◇電波利用料に関すること | 096-326-7805 | 総務部 財務課 |
| ◇信書便事業に関すること | 096-326-7847 | 信書便監理官 |
| ◇電気通信サービスに関すること
(電話、インターネットのトラブル等) | 096-326-7862 | 情報通信部 電気通信事業課 |
| ◇産学官の連携施策の推進に関すること | 096-326-7316 | 情報通信部 情報通信連携推進課 |
| ◇地域情報化に関すること | 096-326-7827 | 情報通信部 情報通信振興課 |
| ◇テレビ・ラジオの受信障害に関すること | 096-326-7873 | 受信障害対策官 |
| ◇地上テレビ・ラジオ放送に関すること | 096-326-7882 | 放送部 放送課 |
| ◇ケーブルテレビに関すること | 096-326-7878 | 放送部 有線放送課 |
| ◇無線従事者に関すること | 096-326-7846 | 無線通信部 航空海上課 |
| ◇電波伝搬障害防止制度に関すること
(高層建築物を建築予定の方等) | 096-326-7859 | 無線通信部 陸上課 |
| ◇アマチュア無線局に関すること | 096-326-7865 | 無線通信部 陸上課 |
| ◇電子機器又は人体に対する電磁波の影響等に関すること | 096-312-8255 | 電波監理部 電波利用環境課 |
| ◇無線局への混信・障害に関すること | 096-312-8262 | 電波監理部 監視課 |
| ◇不法無線局の情報に関すること | 096-312-8276 | 電波監理部 調査課 |
| ◇防災、減災に関すること | 096-326-7334 | 防災対策推進室 |
| ◇総合通信相談所(情報通信行政全般) | 096-326-7819 | 総合通信相談所 |



総務省 九州総合通信局

〒860-8795熊本市西区春日2丁目10番1号

- ・JR熊本駅から徒歩5分
- ・熊本桜町バスターミナルからバス10分(二本木口下車)
※二本木口バス停下車徒歩1分
- ・熊本空港からリムジンバス50分、(熊本駅前下車)
又は 車45分
- ・九州自動車道熊本ICから車30分
- ・九州自動車道益城熊本空港ICから車35分
- ・九州自動車道御船ICから車40分

《問い合わせ先》

九州総合通信局 総務部 総務課企画広報室

TEL 096-326-7852

FAX 096-356-3523

E-mail q-seisaku@soumu.go.jp

ホームページ: <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu>